

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 8 月 6 日

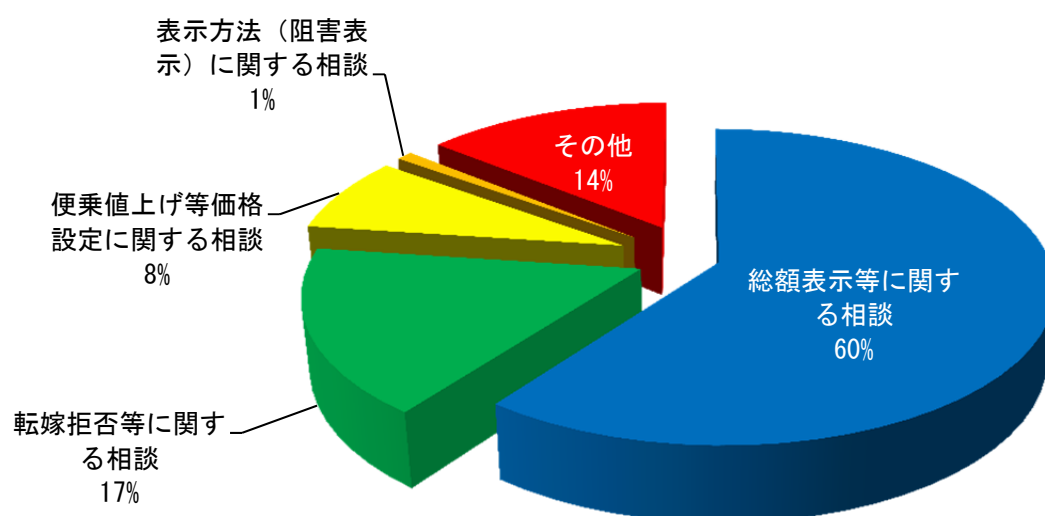
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 7 月（7/1～7/31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

7 月の相談件数：電話 299 件、メール 20 件

【相談内容（全 319 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 小売業であるが、商品の値札は税抜表示とし、レシートは総額表示としているが問題ないか。

A. 課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

このように総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

したがって、値札に表記する価格表示とレシート等の決済金額の表示を統一するかどうかにつきましては、それぞれの事情等を踏まえて、各事業者で御判断いただくこととなります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 7 件

Q. ある店で買い物をしたら、商品の値札に税抜価格〇〇円と税込価格〇〇.〇〇円と小数点以下の価格が併記されていた。このような税込価格の表示は認められるのか。

A. 事業者が御照会のような表示を行う趣旨は、税抜価格に基づいて計算した場合の税込価格を円未満まで正確に表示しようとするものと思われます。

なお、消費税の総額表示義務は、消費税等相当額を含む税込価格の表示を義務付けるものですので、円未満の端数まで表示してあっても総額表示義務に反するものではありません。

Q. 当社と施主との工事請負契約は経過措置の適用を受けるので、当該工事の引渡しは4月以降になっても施主から支払われる請負代金に係る消費税率は5%となることは承知している。当社が当該工事に必要な建築材料を4月以降に調達する場合に購入先に対して支払う場合の消費税率も5%でいいのか。もし8%となった場合、不平等ではないか。

A. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、貴社と建築材料の仕入れ先事業者の取引の内容に基づき判断されるものであり、貴社と施主の取引に経過措置が適用されることによって、貴社と建築材料の仕入れ先事業者の取引に適用される税率の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成26年4月1日以降に仕入れる建築材料については、原則として新税率8%が適用されますが、貴社の消費税の納付税額は、原則として、売上に係る消費税額から建築材料等の仕入れに係る消費税額を控除した金額となりますので、消費税が適正に転嫁されていれば、建築材料等の仕入れに係る消費税額が新税率8%分となっても貴社の損益に影響を与えるものではありません。

なお、貴社が新税率8%が適用される取引について建築材料の仕入れ先事業者に対して5%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は消費税転嫁対策特別措置法の規定する特定事業者にあたるため、同法に規定する特定供給事業者にあたる取引先に対して、取引先の商品の原材料価格が下落しているため、当社への納入価格についても、引下げを要請しようと考えている。こうした要請を行うことは消費税転嫁対策特別措置法において問題となるか。

A. 従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

取引先の商品の原材料価格が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該商品の原材料価格の下落を対価に反映させる場合は、合理的な理由があると判断されますが、当該合理的な理由は貴社の側で説明する必要があります。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. スーパーに行くと消費税率引上げ後も商品の本体価格は変わらないものの、商品の内容量が減っているものがある。このような場合、消費者からすると商品の実質的な値上げになるが、便乗値上げとして問題となることはないのか。

A. 本体価格を据え置いたまま商品の内容量を減らす場合は、実質的な本体価格の値上げを意味するものと考えられますが、その実質的な本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられます。まずは、商品の内容量の削減の要因について、事業者にご確認いただきたい。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡いただきますようお願いいたします。

○ その他

Q. 消費税率10%への引上げの判断はいつ行われるのか。

A. 消費税率10%への引上げについては、税制抜本改革法(附則第18条第3項)にのっとり、本年中に判断がなされることとされています。

Q. 軽減税率を導入する予定はあるのでしょうか。

A. 消費税の軽減税率については、与党税制協議会から、国民に広く意見を聞きながら検討する趣旨で軽減税率対象品目の範囲や財源等、様々な課題と論点が示された資料が平成26年6月5日に公表され、現在、同協議会では、関係業界等へのヒアリングが行われているものと承知しています。

与党税制協議会の公表資料(「消費税の軽減税率に関する検討について」)については、自民党及び公明党のウェブサイトに掲載されていますので御参考にしてください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610